

指定介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業ケアマネジメント

重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業ケアマネジメント（以下「総合事業」という）の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 地域包括支援センター（指定介護予防支援又は総合事業 事業所）の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	倉敷市倉敷西高齢者支援センター
所在地・連絡先	(住所) 岡山県倉敷市中島 770-1 (電話) 086-466-3156 (FAX) 086-466-6366
事業所番号	介護保険事業所番号 3300200056
管理者の氏名	佐野 めぐみ

(2) 事業所の職員体制

職名	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	業務内容
管理者		1名			主任ケアマネが兼務
保健師等		1名以上			
社会福祉士等		1名以上			
主任介護支援専門員		1名以上			管理者と兼務
介護支援専門員		1名以上			

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	(中島小学校、西阿知小学校、連島北小一部 (旧霞丘小を除く)) 学区
---------	------------------------------------

(4) サービスの提供時間（営業時間）

月曜日～金曜日	8時30分～17時30分
土曜日	8時30分～12時30分
休業日	日曜日、祝日、8月14日15日、 12月30日12時30分～1月3日

2 提供するサービスの内容

○「介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業ケアマネジメント（以下「総合事業」といいます）は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

○具体的には、次に掲げる業務を行います。

- ・あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を適切な方法により把握します。
- ・把握した内容と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたの日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービスの他、各種の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用等も含めた「介護予防サービス計画」を作成いたします。
- ・介護予防サービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や、あなたの心身の状況やご家族の環境について、「介護予防サービス計画」作成後も、継続的に把握・管理します。
- ・あなたの要支援認定の申請についてお手伝いします。

○介護予防サービスのご利用にあたっての留意事項

- ・在宅生活を包括的に支援する観点から、介護保険法に基づき、あなたが利用されている医療機関との連携をさせていただきますので、あなたが入院をされている場合、担当している事業所・事業所の連絡先・担当者名を入院先の医療機関へお伝えください。
- ・ご利用される居宅サービス利用事業所については、利用される方の選択・意思に基づき契約を行うものであるため、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、あなたのケアプランに位置づけた理由を求める事も可能です。

3 業務取扱い方針

○「介護予防支援又は総合事業」の実施に当たっては、適切なアセスメント（利用者の解決すべき課題の把握）の実施により、あなたが目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなたやあなたの家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮する自立に向けた目標志向型の「介護予防サービス計画」を作成します。

○介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次の3つの視点を踏まえ「介護予防サービス計画」を作成します。

- ① 利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援します。
- ② 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ③ 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行います。

- 指定介護予防サービス事業者に対しては、「介護予防サービス計画」に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を指定介護予防サービス事業者から月に1回聴取します。
- 少なくともサービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、あなたのお宅を訪問し、面接させていただきます。
- あなたのお宅を訪問しない月は、特段の事情がない限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問しての面接や電話等によりあなたに連絡し、モニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を実施いたします。
なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ずあなたのお宅を直接訪問して面接を行ないます。
- 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- 法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においても、業務が適切に実施されるよう、「介護予防サービス計画原案」の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に助言・指導を行ないます。
- 介護予防支援又は総合事業の提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、あなたに提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 介護予防支援又は総合事業の提供に当たっては、倉敷市、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- 介護予防支援又は総合事業の提供に当たっては、あなたの要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮して行います。
- 介護予防支援又は総合事業の提供に当たっては、自らその提供する介護予防支援又は総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4 担当職員

あなたを担当する職員は、次のとおりです。
ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名：

連絡先（電話番号）：086-466-3156

5 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

6 費用

○利用料

「介護予防支援又は総合事業」のサービスは、介護保険制度から全額給付されるので、あなたの自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、あなたの保険料の滞納等により、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）に直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、あなたには、次の利用料をお支払いいただきます。

利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援又は総合事業費 (ひと月につき)	4, 420円
---------------------------	---------

※新規に指定介護予防支援又は総合事業を行なった場合は3,000円加算されます。

※再委託の場合、介護予防ケア委託連携加算を初回時に居宅介護支援事業所へ3,000円加算されます。

※介護職員処遇改善加算として、基本報酬に2.1%上乗せした料金を算定させていただきます。

○その他の費用

・交通費

無料です。

・申請代行手数料

あなたの希望により要支援認定申請（更新・区分変更申請を含む）に関する手続きを無料で代行します。

7 秘密保持・個人情報の利用

○高齢者支援センター及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族などに関する事項について、利用者及びその家族などの生命・財産などに危険がある場合などの正当な理由がある場合を除き第三者にこれを漏洩しません。この守秘義務の遵守は契約終了後も同様とします。

○当事業所は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

○利用者及びその家族が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合等は、利用者及びその家族の同意を得て主治の医師等の意見を求め、その医師に対してケアプランの交付を行います。

○当事業所は、訪問介護事業者等から伝達された、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	佐野 めぐみ
-------------	-----	--------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) センター職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

12 サービスの終了

あなたの都合によりサービスの利用を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の7日前までに、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称：倉敷市倉敷西高齢者支援センター

連絡先（電話番号）：086-466-3156

13 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、倉敷市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録します。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

14 苦情相談窓口

○当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

・窓口設置場所：倉敷市倉敷西高齢者支援センター

担当者：佐野 めぐみ

連絡先：（電話番号）：086-466-3156

受付時間：休業日を除く毎週月曜日から土曜日

午前8時30分から午後5時30分（但し土曜日は午後12時30分まで）

○あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

・苦情受付機関連絡先（電話番号・受付時間）

岡山県国民健康保険 電 話：086-223-8811

団体連合会 受付時間：午前8時30分から午後5時

（土日・祝日・12月29日から1月3日を除く）

倉敷市介護保険課 電 話：086-426-3343

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

（土日・祝日・12月29日から1月3日を除く）

15 お願い

当事業所（又は業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業者）が交付する書類は、あなたの介護保険サービスの利用等に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

令和 年 月 日

介護予防支援又は総合事業の提供開始に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者所在地 岡山県倉敷市中島 770-1

事業者名 医療法人 誠和会

理事長 小出 尚志 印

説明者職・氏名 倉敷市倉敷西高齢者支援センター

(業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合)

事業所

所在地

事業所名

管理者名 印

説明者職・氏名

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

ご利用者

ご住所

お名前 印

ご家族・代筆者・代理人 (いずれかに○をつけて下さい)

ご住所

お名前 印

ご利用者との関係 ()